

監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり財政援助団体の出納・その他の事務の執行で、当該財政援助に係るものについて監査を実施した。

1 監査の実施概要

(1) 監査の対象

燕市スポーツ少年団 「スポーツ少年団補助金」
(所管課：社会教育課)

(2) 監査の種別

財政援助団体監査

(3) 監査の期間

令和 6 年 4 月 11 日 (木) ～令和 6 年 7 月 11 日 (木)
ヒアリングの実施
実施日：令和 6 年 6 月 13 日 (木)
場 所：燕市民体育館

(4) 監査の範囲

令和 4 年度及び令和 5 年度に燕市が交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況

(5) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・団体に対する補助金が、目的に沿って執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等が適切に行われているか。

2 監査対象団体の概要

(1) 名称と代表者等

名 称	燕市スポーツ少年団
代 表 者	本部長 本間 俊文
所 在 地	燕市大曲 3015 番地 (燕市体育センター内)
設 立 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日

(2) 設立目的と事業内容

目的	スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬して、健康で明るい青少年を育成することを目指し、燕市のスポーツ少年団の育成指導をすることを目的とする。
事業内容	(1) スポーツ少年団の指導者育成 (2) スポーツ少年団活動を活発にするために必要な事業 (3) スポーツテストの実施及び普及 (4) 市外スポーツ少年団との連絡調整 (5) 関係団体との連絡調整 (6) その他、目的を達成するために必要な事業

(3) 補助金の交付状況

(単位：円)

補助金の名称	補助金の交付額	
	令和4年度	令和5年度
スポーツ少年団補助金	3,406,000	3,406,000

(4) 決算概要

<収入>

(単位：円)

項・目	令和4年度	令和5年度	比較増減
	決算額 (A)	決算額 (B)	決算額増減 (B) - (A)
1.負担金	1,469,000	1,412,600	△56,400
1.負担金	1,469,000	1,412,600	△56,400
2.補助金	3,856,000	3,876,000	20,000
1.補助金	3,856,000	3,876,000	20,000
(うち市補助金)	3,406,000	3,406,000	0
3.繰越金	1,286,969	1,737,152	450,183
1.繰越金	1,286,969	1,737,152	450,183
4.諸収入	9,518	5,024	△4,494
1.諸収入	9,518	5,024	△4,494
合 計	6,621,487	7,030,776	409,289

<支 出>

(単位:円)

項・目	令和4年度		令和5年度		比較増減	
	決算額 (A)	うち補助金 充当額(a)	決算額 (B)	うち補助金 充当額(b)	決算額増減 (B)-(A)	補助金充当額増減 (b)-(a)
1.事務費	191,123	0	188,479	0	△2,644	0
1.需用費	57,437	0	65,975	0	8,538	0
2.役務費	33,686	0	22,504	0	△11,182	0
3.負担金	100,000	0	100,000	0	0	0
2.事業費	3,884,212	3,406,000	3,975,695	3,406,000	91,483	0
1.需要費	110,022	0	292,902	101,000	182,880	101,000
2.補助金及び負担金	3,590,000	3,406,000	3,538,500	3,305,000	△51,500	△101,000
3.遠征費	134,000	0	81,000	0	△53,000	0
4.振込手数料	28,490	0	25,630	0	△2,860	0
5.旅費研修費	21,700	0	37,663	0	15,963	0
3.登録費	799,000	0	767,800	0	△31,200	0
1.登録費	799,000	0	767,800	0	△31,200	0
4.予備費	10,000	0	0	0	△10,000	0
1.予備費	10,000	0	0	0	△10,000	0
5.次年度繰越金	1,737,152	0	2,098,802	0	361,650	0
1.次年度繰越金	1,737,152	0	2,098,802	0	361,650	0
合 計	6,621,487	3,406,000	7,030,776	3,406,000	409,289	0

3 監査の結果・意見

(1) 調書、聴き取り、実地による確認事項

① 市からの補助金は、令和4年度、令和5年度ともに3,406,000円で、全体の事業費に係る市からの補助金の割合は、令和4年度は51.4%、令和5年度は48.4%となっている。

補助金の大部分は各单位団へ育成金として交付され、団体・団員の活動支援に使用されている。各单位団の決算書の確認はスポーツ少年団事務局が行い、育成金が有効に使用されていることを確認している。

② 少子化等の影響により、年々登録団員が減少している。この減少傾向を抑える取組として、広報誌やSNSを活用して登録団体のPRを行っており、令和6年度からは機関誌「スポ少だよ」を市内小学校の全児童へ配布し、入団の機会の提供に努めている。

【スポーツ少年団登録単位団数・団員数等の推移】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録単位団数	43	42	42	38	35	35
団員数	1,148	1,076	1,008	930	903	755
指導者数	264	177	167	150	135	91

少子化やスポーツの多様化が進む中で、勝利至上主義ではなく団員全員が楽しくゲームに参加できるような魅力あるスポーツ少年団を目指している。また、活動を支える保護者の負担を減らすための工夫などにも取り組んでいる。

- ③ 登録団体が抱える課題については、アンケートを実施するとともに、必要に応じて面談を実施し、解決のためのアドバイスを行っている。また、毎年指導者を対象に研修会を開催しており、これまで研修会への参加は任意であったが、より高い成果を上げるため、今後は1団体につき指導者1名、保護者1名の参加の義務づけを考えている。

【研修会開催状況】

- ・令和4年度 テーマ「スポーツ少年団を衰退させない方策を探る」 参加者数 29名
 - ・令和5年度 テーマ「子どものスポーツと親のかかわりについて」 参加者数 33名
- 市では、指導者の後継者不足について、県央ネットワークなどの市域を越えた広域での活動・連携も視野に入れて取り組んでいきたいとしている。

(2) 意見

少子化等に伴う登録団員数の減少や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動自粛など、スポーツ少年団を取り巻く状況は厳しさが続いているものの、燕市スポーツ少年団がスポーツを通じた青少年の心身の鍛錬と健康で明るい青少年の育成に尽力されていることに敬意を表するものである。

登録団員数の減少に伴う活動停滞を解消するため、これまでの活動における小学校区単位の地域枠を越えた活動を支援し単位団に対して調整を図っているほか、指導者や保護者との協力体制の構築に努めるなど、団体事務局が難しい対応にも積極的に取り組まれていることを大いに評価したい。

市からのスポーツ少年団への補助金は、主に育成金として団体本部から各単位団へ交付されている。その中で、各単位団への振り込み先の口座に個人名義のものが見受けられた。団体名の口座を開設することが容易ではないことは理解しているものの、団体事務局は単位団の活動のための専用口座であることの確認を徹底する必要があると思われる。そのため、各単位団への育成金の使途を含む決算内容の確認において、通帳の残高との整合についても検討されたい。

引き続き、スポーツを楽しみたい子ども一人一人が継続して活動できる環境づくりに取り組まれることを望むものである。

(3) 社会教育課への意見

燕市スポーツ少年団から各単位団に交付された育成金の使途については、団体事務局の確認が中心で、市は問題が発覚した時に確認することを基本とされている。市と団体事務局との信頼関係においてそのように対応していると思われるものの、結果的に市補助金が各単位団に活用されていることを踏まえると、補助金交付の責任として、市としても各単位団における育成金の使途については適時直接確認することを検討されたい。

市から交付された補助金が、令和4・5年度とも3,406,000円であった一方で、団体の繰越金の決算額が、令和4年度1,737,152円、令和5年度2,098,802円と少なくない金額であっ

た。市からの説明では、市補助金は各単位団への育成金の交付に優先して充てることを基本としており、また、繰越金が多額になった要因は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業規模の縮小によるもので、今後繰越金は適正な金額になる見込みとのことである。

市補助金は市税その他貴重な財源で賄われているものであり、公益上必要がある場合に年度ごとに必要額に限り交付すべきものである。団体の支出においては自主財源を優先的に充てる中で、多額の繰越金が発生した場合などについては、適正な補助金額を精査する必要がある、場合によっては返還も検討しなければならない。

また、市によれば、団体の支出において人件費が計上されていないことも繰越金が多い要因であり、計上した場合には赤字になる可能性があるとのことである。今回の監査では、事務局職員はスポーツ少年団の業務に多くの時間と労力を費やしていることを理解したところであるが、現状では無償で業務にあたっていることとなる。人件費を計上しないことが適正かどうか、補助金の交付に影響すると思われることから、市としても団体事務局と検討することが必要であると思われる。

今回の監査において、個別要綱である燕市スポーツ少年団補助金交付要綱を新たに作成されたとの報告を受けた。今後この要綱に基づき、市は団体への補助金に対して一層適正な事務執行を行われることを期待したい。

団体の活動が市のスポーツ振興の推進に寄与していることを踏まえ、団体の適切な管理運営及び活動の活性化に向けて、引き続き積極的に支援されることを望むものである。